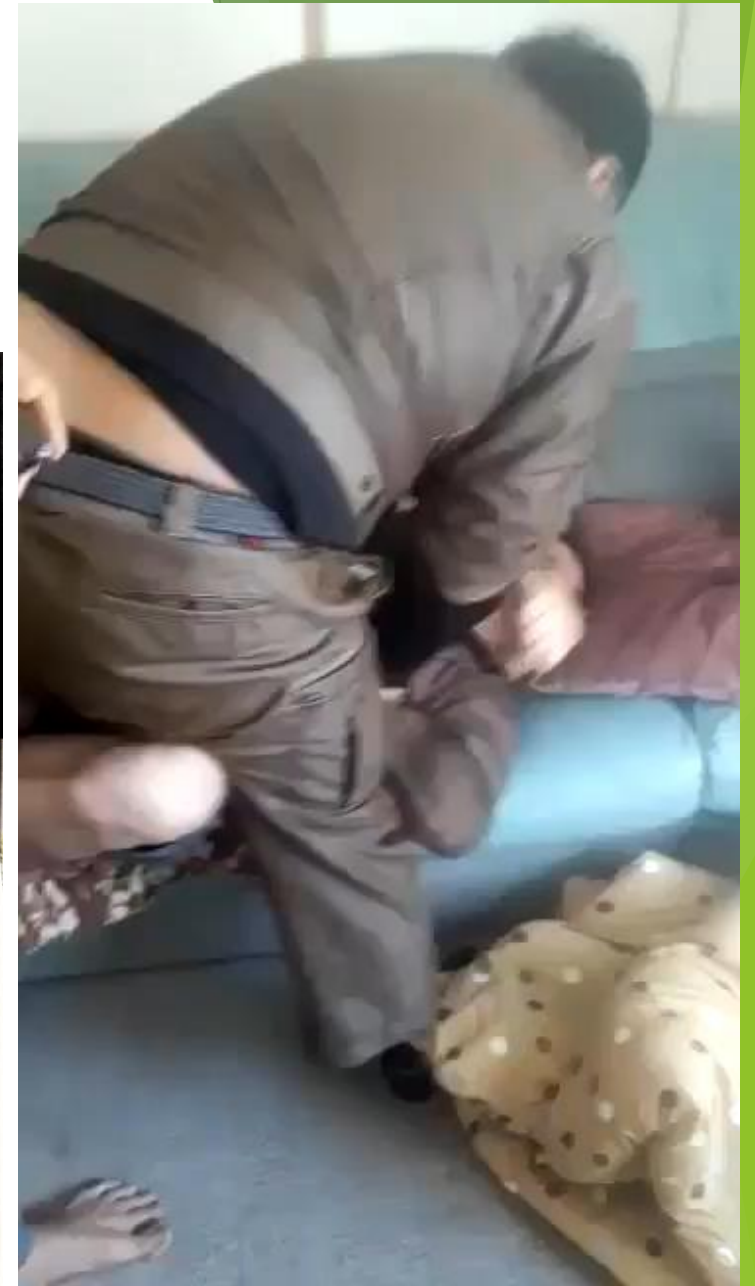
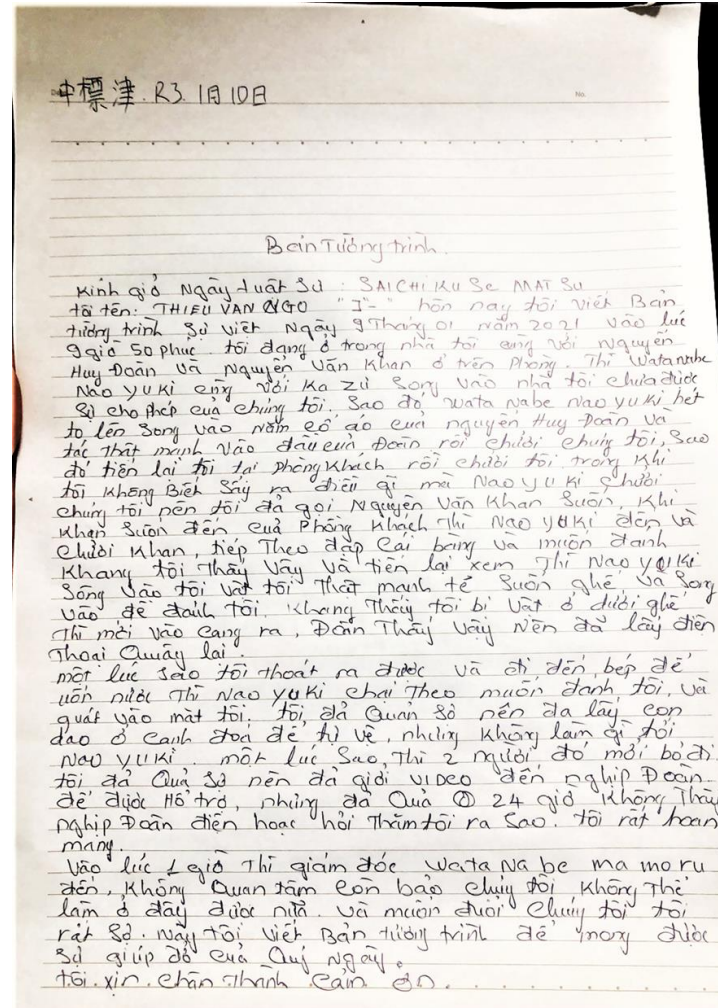


# いきなり殴られる実習生の動画が

2021年1月9日9時50分

私は〇〇と〇〇と同室の家に住んでいます。  
"〇〇"と"〇〇"が私達の許可を得ず勝手に一緒に家に入ってきました。  
そして、"〇〇"は大声で叫び、〇〇の襟に掴みかかり の頭を強く殴り、そして私達を叱りました。  
その後、私のいるリビングに進み私を叱りつけました。  
その時、私は何が起きているのか分かりませんでした。"〇〇"は私を叱りつけました。

※この監理団体に5月に改善命令。異例の速さです。



# 次々とあらたな不正が

コンビニおにぎり工場  
プレハブ寮に3人で1  
人2万円。監理団体理  
事長がこのプレハブ  
リース会社社長

女性に20<sup>千</sup>の箱を運ばせる食  
肉工場。  
トマトハウスで30日連続出勤、  
手当なし



4	1 2 3	5	1 2 3 4 5	6
4	4 5 6 7 8 9 10	5	6 7 8 9 10 11 12	6
11	11 12 13 14 15 16 17		13 14 15 16 17 18 19	
18	18 19 20 21 22 23 24		20 21 22 23 24 25 26	
25	25 26 27 28 29 30		27 28 29 30	
1	土 7:00-11:30 7.5 1:30-4:30	17	月 7:00-11:30 8 1:30-5:00	
2	日 7:00-11:30 7.5 1:30-4:30	18	火 7:00-11:30 8.5 1:30-5:30	
3	月 7:00-11:50 8 1:30-5:00	19	水 7:00-11:30 8 1:30-5:00	
4	火 7:00-11:30 8 1:30-5:00	20	木 7:00-11:30 8.5 1:30-5:30	
5	水 7:00-11:30 8 1:30-5:00	21	金 7:00-11:30 9 1:30-6:00	
6	木 7:00-11:30 8.5 1:30-5:30	22	土 7:00-11:30 9 1:30-6:00	
7	金 7:00-11:30 8 1:30-5:00	23	日 7:00-11:30 9.5 1:30-6:30	
8	土 7:00-11:30 7.5 1:30-4:30	24	月 7:00-11:30 8.5 1:30-5:30	
9	日 7:00-11:50 7.5 1:30-4:30	25	火 7:00-11:30 9 1:30-6:00	
10	月 7:00-11:30 8 1:30-5:00	26	水 7:00-11:30 8.5 1:30-5:45	
11	火 7:00-11:30 8 1:30-5:00	27	木 7:00-11:30 8.5 1:30-5:30	
12	水 7:00-11:30 8 1:30-5:00	28	金 7:00-11:30 8.5 1:30-5:30	
13	木 7:00-11:30 8 1:30-5:00	29	土 7:00-11:30 10 1:30-7:00	
14	金 7:00-11:30 8 1:30-5:00	30	日 7:00-11:30 8.5 1:30-5:30	
15	土 7:00-11:30 7.5 1:30-6:45	31	月 7:00-11:30 8.5 1:30-5:30	
16	日 7:00-11:30 8 1:30-5:00			



実習生にアスベスト作業

# 実習生相談室2022(4-9月)

実習生30件48人。他に特定技能4件、特定活動1件、不法就労1件

実習機構に不正申告9件。労働基準監督署1件申告支援。建設業5件、縫製業が4件。

帰国費用は母国語相談で解決。

しかし特定技能と移行のための特定活動は自己負担。

実習生SNS相談室のまとめ				FB外国人実習生相談室2022年4-9月			
国	件数	人数	産業	件数	人数	相談内容(ダブリあり)	件数
ベトナム	26	37	建設	5	5	帰国旅費	6
中国	2	2	製造	3	12	移籍遅れ、移籍妨害	5
カンボジア	2	9	縫製	4	6	解雇	4
	30	48	農業	2	9	暴力・暴言	4
			水産	2	2	貸金・残業代不払い	2
			介護	1	1	労災	2
			不明	13	13	有休拒否	3
				30	48	外出禁止	3
申告等						寮退去費用	2
機構	9					職種違反	2
入管	0					妊娠	1
労基署	1						
母国語相談	7						

# 「運用要領」の改訂へ 2022.4.1

- ▶ ○技能実習生が従事する職種・作業に応じた安全衛生教育を必ず実施すること
- ▶ 建設職種の場合には墜落・転落災害の防止対策や**石綿暴露**防止等の労働衛生対策について、技能実習生にわかりやすく説明すること。
- ▶ ○技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、**暴言や脅迫**（例：指示に従わなければ**帰国させる**旨の発言等）、**暴行**（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は許されない。
- ▶ ○暴力行為に限られず、**大声で怒鳴る**、侮辱するといった行為やセクシュアルハラスメントも含まれる。
- ▶ ○文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反して誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまう。日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。
- ▶ <処分事例> ・技能実習生の身体を**叩いた**、足で**蹴った**、**ヘルメットの上から手や道具で叩いた**。・仕事を覚えないことに対して「国に帰れ」と頭部を**平手打ち**・**母国語を話した**ときに「**罰金を取る**」・日本式の謝罪の方法とあって土下座・コミュニケーションと称して、肩を揉む、肩を叩く、頭を触る

# 特定活動、特定技能でも問題が...

深夜休憩時間なしの特定技能  
 移籍自由のはずの特定活動・特定技能でも事実上の「拘束」  
 辞めるなら寮の退去費用27万円天引き→  
 移籍先を紹介しない、書類を出さない、**移籍妨害**の相談も増。  
**ビザ変更には就労先と住所が必要**

**「特定技能」の転職 借金が足かせ**

外国人労働者の問題なお「制度の抜本改善を」

外国人労働者が転職できない構図

特定技能の在留資格は、特定活動や介護などと同様に、移籍先を指定する。移籍先を指定しない場合は、移籍先を指定する必要がある。移籍先を指定しない場合は、移籍先を指定する必要がある。

外国人労働者の問題なお「制度の抜本改善を」

外国人労働者が転職できない構図

特定技能の在留資格は、特定活動や介護などと同様に、移籍先を指定する。移籍先を指定しない場合は、移籍先を指定する必要がある。移籍先を指定しない場合は、移籍先を指定する必要がある。



アパート 退去費用 (進陶ホーム)		エンジニア
入居時費用	26,400	
退去時 清掃代	60,000	
火災保険代	21,000	
初期消毒費用	16,500	
修繕費	48,000	
解約時家賃	53,000	
引っ越し費用 御殿場	39,660	GS代 8000 高速代 11660 入件費 20000
計	264,560	

辞めると言ったら退去費用に清掃代6万、修繕費4.8万、解約費5.3万など計27万ボッタクリ

## 1月と2月の給料ゼロ

アパート退去費用		1月給料で	2月給料で
ホアンティハン	132280円	-117469円	-101790円
ゲンキェウチャン	132280円	-112611円	-105245円

光熱費(1人) 1月 19877円 2月 15000円

## ゴミ処分5万円

ゴミ処分代	50000円		
足りない分があります	ゴミ片付けした場合	ハン -780円	チャン -1844円
	ゴミ片付未処理の場合	ハン -25780円	チャン -26844円

# 技能実習制度の見直しについて

## ①労働者としての受け入れと保護を

日本が必要とする労働者であることを明確にしたうえで、中小企業に受入れ支援を。

## ②技能実習法の順守徹底を

「移転の自由がない」だけで「人権侵害」は短絡的高額保証金、ブローカー行為の排除を

## ③SNSでの申告受付を

外国人の多くが電話ではなくSNSを利用証拠集め、多方面の専門家・通訳でチャットが可能に。

## ④機構の体制と権限強化、HWへの登録を

受入国、人数に制限を

## ⑤手数料問題

二国間覚書→拘束力のある協定を

## ⑥監理団体への罰則強化

県を超える派遣は届け出

## ⑦産業別雇用政策を

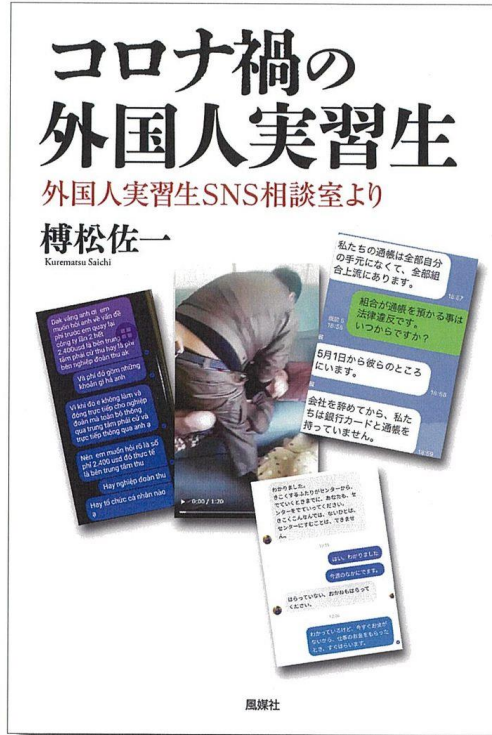
日本人が来ない理由と対策を。そのうえで受入れ産業別対策。受入れ企業を許可制に

JP-MIRAIも  
紹介→

# コロナ禍の外国人実習生 SNS相談室より

# 外国人実習生

樽松佐一 著



定価1,600円+税 風媒社

ISBN978-4-8331-1151-5

ジャーナリスト  
風間直樹氏 推薦!

彼らの生の声に触れ、  
彼らの置かれた環境を  
理解することなしに  
共生は進まない。  
本書はそれを知るために  
格好の一冊。

—本書のおもな内容—

- 第1章●帰国できない外国人実習生
- 第2章●コロナ禍 2年目の実習生
- 第3章●SNS相談室  
いきなり殴られる実習生 / 暴力をうけて逃げた実習生 / アスベスト除去作業を拒否したら解雇 / 縫製業で続く不払い残業
- 第4章●問われる監理団体のあり方  
相次ぐアジア共栄の事件で / 巨大な監理団体による不正
- 第5章●コロナ禍で相次ぐ緊急対策
- 第6章●技能実習制度見直しの動き  
「人権侵害」の批判と不正の実態 / 内外からの「人権侵害」批判

【問合せ】 風媒社 〒460-0011 名古屋市中区大須 1-16-29

TEL052-218-7808 / FAX052-218-7709 / MAIL:info@fubaisha.com

# 法務省・厚労省要請 11月2日

## ▶ 技能実習制度について

- ▶ 技能実習制度が守られるようにしたいとは考えている。  
入管・機構には限度があり**受入れ省庁**として対策を取ってほしい。

## ▶ 特定技能について

- ▶ ①技能実習法と違って入管法での在留資格のみ。  
特定技能の運用要領は在留資格についての「基本方針」にすぎない。
- ▶ ②特定技能では入管の**監督権限は限定的**。外国人への**保護制度は全くない**。  
「支援計画」も届け出だけでここにはないことは外国人と受入れ企業の**自己責任**。
- ▶ しかし、外国人は**就業先と住居を確保**しなければビザの更新ができない。在留期限内に手続きができなければ非正規滞在になってしまう。失踪者が続出するおそれがある。「**移籍の自由**」は**形式のみ**
- ▶ 法務省は職業紹介はハローワークで行っているというが、厚労省は**全国的な対応はできていない**。  
多くの外国人はSNSで就業先や支援先をさがしているが違法な契約をさせられることもある。
- ▶ ③ブローカー対策なし  
入管は**日本人の不法就労助長事犯の取り締まりは管轄外**であり、さまざまな段階でブローカーが介入する恐れが多い。母国からの紹介であれば職業紹介法の対象にならない。
- ▶ 旧技能実習制度と同じく問題が多発してから見直すことになると思われる。



法務省・厚労省と定期的に話し合い